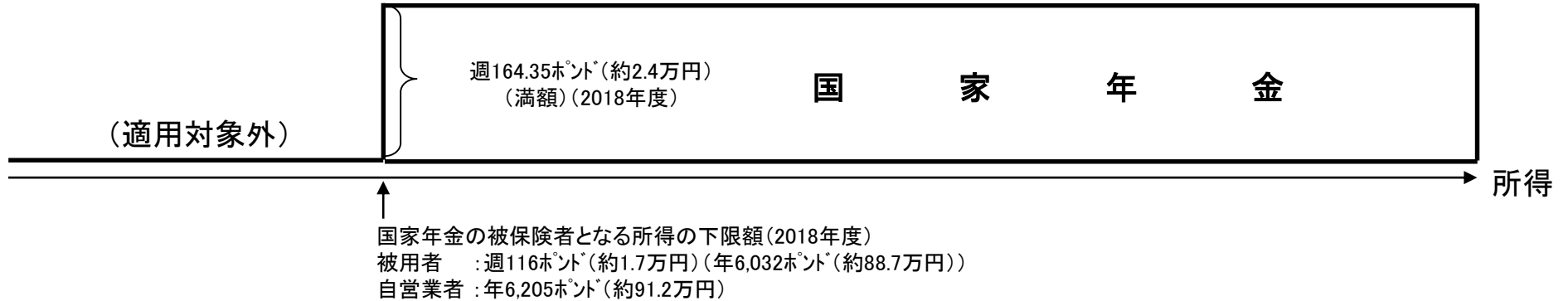


# 英国の年金制度概要

## 【概念図】



## 【制度の概要】

被用者・自営業者を通じた定額の一階建て(社会保険方式)

### <老齢年金>

- 被保険者 (2018年末)
  - … 被用者 : 週116ポンド(約1.7万円) (年6,032ポンド(約88.7万円))以上の所得がある者
  - … 自営業者 : 年6,205ポンド(約91.2万円)以上の所得のある者
- 保険料率 (2018年末)
  - … 被用者 : 0% (週116ポンド(約1.7万円)～週162ポンド(約2.4万円)の部分)  
25.8% (労 12.0%・使 13.8%) (週162ポンド超～週892ポンド(約13.1万円)の部分)  
15.8% (労 2.0%・使 13.8%) (週892ポンド超の部分)
  - … 自営業者 : 週2.95ポンド(約430円)※定額 (所得が年6,205ポンド(約91.2万円)以上の者)  
9% (年8,424ポンド(約123.8万円)～年46,350ポンド(約681.3万円)の部分)  
2% (年46,350ポンド超の部分)

※保険料は、年金以外の種類の給付にも充てるものとして徴収。

- 支給開始年齢 (2018年末)
  - … 65歳(2046年までに68歳に引上げ予定)
  - … ※繰下げ受給可能
- 最低加入期間
  - … 10年
- 財政方式
  - … 賦課方式
- 国庫負担
  - … 原則なし

※換算レートは2018年12月中に適用された裁定外国為替相場(1ポンド=147円)による。

## 【給付の構造】

### (老齢年金額の算定式)

国家年金(単身)  $\frac{\text{週164.35ポイント(約2.4万円)} \times \text{保険料拠出期間}}{35\text{年}}$  (2018年度)

※満額受給に必要な保険料拠出期間は35年。それに満たない場合は、期間に応じて減額される。

## 【沿革】

1948年	国民保険(NI)制度発足
1978年	報酬比例年金制度(SERPS)発足、適用除外制度(報酬比例年金制度への加入免除)の導入
1986年	1986年 年金法成立(適用除外制度の要件緩和、報酬比例年金制度(SERPS)給付水準引下げ等)
1995年	1995年 年金法成立(女性の支給開始年齢を60歳→65歳に段階的に引上げ)
2002年	国家第二年金(S2P)の導入(報酬比例年金(SERPS)は廃止)
2007年	2007年 年金法成立 (支給開始年齢の引上げ等)
2011年	2011年 年金法成立 (支給開始年齢引上げの前倒し)
2014年	2014年 年金法成立 (基礎年金と国家第二年金(S2P)に代わる定額・一層型年金制度の創設、支給開始年齢引上げの前倒し等)
2016年	定額・一層型年金制度の施行